別添１

機械警備仕様書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　島根労働局

**１　件名**

　　令和７年度浜田労働基準監督署外５施設に係る機械警備業務委託契約

**２　目的**

　　　警備業法等の関係法令に基づき、警備対象物件の施設並びに施設内にある動産等の財産に係る安全確保措置として、無人時における盗難、火災等による情報の漏えい、滅失及び毀損の予防並びに早期発見による被害拡大防止をするとともに、侵入者等による違法・不当な行為を排除し、異常事態発生時に必要な措置を講ずるための機械警備業務システムを構築することを目的とする。

**３　警備対象物件**

　　　別添「警備対象物件一覧」のとおりとする。

**４　機械警備業務についての契約期間**

　　　令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

**５　警備業務用機械装置**

（１）機械警備業務で使用する警備業務用機械装置­（以下「機械装置」という。）は、下記１０の仕様を具備する機械装置とし、令和６年４月１日から機械警備業務が履行可能となるよう設置するものとする。

（２）既設の機械装置が引き続き使用できる場合は、新たに機械装置を設置する必要はないものとする。

（３）新設する機械装置に係る設置費用については、「機器設置工事費用」として入札金額に含めるものとする。

* 令和７年３月３１日までは既設機械装置による機械警備業務を実施するため、新設する機械装置の設置については、既設機械装置による機械警備業務に支障が生じないように併設すること。

　なお、既設機械装置については、令和６年度機械警備業務委託契約に基づき、令和７年４月１日以降のところで、令和６年度の旧受託者が当方の指示により撤去工事を実施する。

**６　機械警備業務にかかる仕様**

1. 警備方法

受託者にて設置する異常感知装置、自動通報装置等の警備業務用機械装置及び受託者の警備員による対応を組み合わせた警備活動によって行う。

1. 機械警備業務の内容
	1. 不審者、不法行為者の早期発見と措置
	2. 警備対象物件の異常発見、通報及び緊急措置
	3. 火災の早期発見
	4. 盗難の早期発見
	5. 警報機器類の正常作動確認、監視及び異常発報時の措置
	6. 警備対象物件に設置された警備業務用機械装置の点検操作

⑦　その他不測事態の防止

　　　⑧　その他警備委託者側の要望事項

1. 警備実施要領

　　　①　警備対象物件に設置してある警備業務用機械装置を利用して、受託者の基地局及び待機所（以下「基地局等」という。）において警備対象物件への不法侵入、火災等の異常事態の発生の遠隔監視を行う。

　　　②　発生した異常事態が侵入盗難に関わる場合、その事態を阻止するための最適な措置を速やかに講じることを目的として、主たる警備業務用機械装置は発生事態について的確かつ迅速に基地局等に通報する。

　　　③　基地局等では、警報受信機を常時監視し、警備対象物件に異常が発生したことを感知したときは、その異常の状況を的確かつ迅速に判断し、警備対象物件の安全を維持するための最良の措置を実施する。受託者の巡回警備員の出動が必要と判断した場合は、これを速やかに急行させるとともに、必要事項を指示するものとする。

　　　④　基地局等での異常事態の確認の結果、必要と認めたときは、あらかじめ届出を受けた警備対象物件の担当者（以下「担当者」という。）へ電話にて緊急連絡するとともに、必要に応じて所轄消防署、警察署、ガス会社、電力会社等の必要な機関へ通報すること。

　　　⑤　受託者の警備員は、基地局等と連携を密にし、基地局等の指示に基づき警備対象物件の異常事態に的確に対処し、警備目的を達成する。

　　　⑥　警備対象物件に到着した受託者の警備員は、異常事態確認後、その拡大防止措置を講じ、受託者の基地局等にその状況を報告すること。

　　　⑦　警備対象物件ごとの最終退庁者は、警備対象物件の防火、防犯その他の事故防止上必要な措置を行った後、警備対象物件の施錠確認を行い、警備業務用機械装置稼働の設定後に退庁する。これにより警備対象物件の機械警備を開始する。

　　　⑧　警備対象物件ごとの最初の入庁者は、警備対象物件に入庁時、機械警備業務システムを解除して入庁する。これにより警備対象物件の機械警備を中断する。

　　　⑨　機械警備業務は、上記に基づき実施するが、火災監視については24時間体制とする。

　　　⑩　警備実施時間中における職員の警備対象物件への臨時入庁は、警備システムを解除して入庁するため、警備システムを設定して退庁するまでの間は、受託者に責任は発生しないものとする。

1. 責任者

受託者は、業務の着手に先立って、警備対象物件ごとに従事者及び従事者の中から他の従事者の指揮監督及び労務管理並びに担当者との業務連絡及び調整の任務に当たるに適した責任者を１名選出し、委託者及び担当者に書面で届け出るものとする。

また、責任者及び従事者に変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を書面で届け出るものとする。

1. 機械警備業務報告

受託者は、１ヶ月の機械警備業務の結果が確認できる警備記録報告書（任意様式）を作成し、翌月第２稼働日までに各施設の担当者へ提出することとする。

ただし、受託者がインターネットを通じて警備記録を提供するサービスを構築しており、各施設において当該サービスの利用が可能であれば警備記録報告書の作成、提出は必要ないものとする。

なお、警備記録報告書は、警備対象物件毎に日々の施錠時間及び解除時間並びに施錠及び解除に使用した鍵番号が確認できるものとする。

1. 庁舎の鍵の保管

警備上必要となる庁舎出入口の鍵及び警備業務用機械装置の設定及び解除に使用する鍵は、相互に預託するものとし、授受は受渡状況を把握するための書面（受託者にて作成）に基づき、その所在を確認できるようにするとともに、厳重に取り扱い保管するものとする。

また、鍵を紛失又は毀損した場合は、直ちに双方で協議の上、その損害賠償の責を負うものとし、鍵が不要になった場合は直ちに担当者へ返納する。

1. 緊急時の連絡及び報告

受託者は、事故発生の場合及び近隣の火災が発見された場合等、緊急連絡の必要を認めた事項については、委託者が示した連絡先に緊急通報するとともに、委託者にその詳細を遅滞なく文書で報告すること。

なお、連絡先に変更があった場合は、委託者は速やかにその旨を受託者に連絡する。

1. 警備業務用機械装置の説明

受託者は、警備開始にあたり、担当者及び関係者に対して事前に警備業務用機械装置に関する取り扱いについて十分な説明を行い、取り扱い方法を書面に取りまとめ担当者及び関係者へ提出すること。

**７　再委託**

　　　受託者は、委託業務の全部もしくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

**８　機密の保持**

　　　本業務に携わる者は、業務を遂行する上で知り得た個人情報を含む各種情報について、これを本業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

　　　また、本業務が終了した場合も同様とする。

**９　費用負担**

　　　警備業務用機械装置の誤操作による出動費用並びに委託者及び担当者の依頼に基づく出動費用は、警備料金に含まれるものとし、入札金額の積算にあたっては、出動費用を含めた金額となるよう留意すること。

　　　また、その他の別途定めのない一切の費用についても受託者の負担とし、入札金額の積算にあたっては、その金額も警備料金に含めた金額となるよう併せて留意すること。

　　　なお、契約解除後及び契約期間終了後に既設機械装置の撤去工事費用が発生する場合は、委託者の負担とする。

**10　設置工事に係る仕様**

　（１）警備対象物件に設置された警備業務用機械装置は、発生した異常事態を受託者の監視基地局等に自動的に通報する機能を有するものとする。

　　　　併せて、火災感知器を利用した警備システムを構築し、上記と同様に自動通報機能を有する警備システムとすること。

　（２）発生した異常事態が侵入盗難に関わる場合、その事態を阻止するための最適な措置を速やかに講じることを目的として、主たる警備業務用機械装置は発生事態について的確かつ迅速に基地局等に通報する。

　　　　なお、警備業務用機械装置は主として、発生した異常事態を人体温度、画像及び窓・扉開放等により感知する機能を有するものとする。

　（３）使用する回線は、万一その回線が切断された場合でも、遅滞なく基地局等において認知できる機能（断線監視機能）を有するものとする。

　（４）委託者による警備業務用機械装置の操作運用においては、複製が困難である技術を施した専用キーを利用するものとする。

　　　　また、専用キーの紛失、盗難に備え、専用キー各々を個別に使用不能とすることが可能なものとし、専用キーの配布数量については、委託者が指示する枚数とする。

　　　　なお、暗証番号を入力することによって施錠及び解除を行う施設は除く。

　（５）警備業務用機械装置は、建物への不法侵入に対し感知できるよう、体系的に配備することとする。その際、以下の点について留意すること。

　　　①　外部からの侵入口になり得る箇所（出入口、窓等）で警備上、特に必要と判断される箇所には、開放の際に発報するマグネット式センサー、人体温度を感知するセンサー等の警備業務用機械装置を取り付けること。

　　　②　その他の場所については、マグネット式センサー、人体温度を感知するセンサー等を各施設の状況に応じ、効果的かつ効率的に取り付けること。

　　　　　ただし、当局が指定する重要な警戒エリアについては、画像付センサーを取り付けること。

（６）自動通報装置は、短時間の停電時において間断なく警備が継続できるようバックアップ機能を有するものとする。

また、計画的な不法行為や犯罪行為を防止するため、警報装置が接続されている電話回線が使用中であり、外部からの通話を受信している状態にあっても、これらの通話を強制的に遮断し、警報信号を優先して基地局等に送出することができる機能を有するものとする。

　（７）新設警備業務用機械装置の設置工事については閉庁日を基本とするが、開庁日に工事を行う場合には通常業務に影響が出ないよう、委託者及び担当者と十分協議の上日程調整を行うものとする。

また、来庁者、職員及び関係者の安全を確実に確保した上で行うことに留意し、万が一事故等が発生した場合には、委託者及び担当者に連絡の上、その指示に従うものとする。

**11　その他**

（１）警備業務用機械装置の設置に係る計画等について、当局が示した仕様内容に適合しているかを事前に確認するため、別途配布する警備対象物件の図面を利用し、以下２点の書類を作成し、入札参加書類の提出期限までに提出すること。

　　　　　①警備業務用機械装置の設置計画に係る図面

　　　　　②設置計画で用いる機器の明細（機器名称、機器型番及び数量明記）

　　　　なお、仕様内容を満たしていない場合は、入札への参加を認めない。

　（２）別途配布する警備対象物件の図面については、什器等の設置・撤去や用途変更などにより現状と若干の差異があることを承知すること。

　（３）機械警備業務システムについては、既設の機械警備業務システムを最低基準とし、本仕様書で確認ができない全ての事項については、現地調査の上確認することとし、現地を訪問する前には必ず下記13（２）の入札担当部署あてに連絡の上、調査日時を決定すること。

　　　　また、現地調査の際には当方職員の立会いのもと行うものとし、「一般競争入札参加資格審査決定通知書（写）」及び「名刺」を携帯し身分を証明できるようにしておくこと。

**12　代金の支払いについて**

（１）当方の検査担当職員による検査に合格しなければ代金は支払わない。

（２）請求書のあて名は「官署支出官　島根労働局長」とし、余白に振込先金融機関を表示すること。

　（３）当方の支払いは、適法な請求書を受理後、３０日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。

　（４）代金の請求（請求書の提出）は、契約内容を履行した後、遅滞なく以下の担当部署に行うこととし、請求書の記載内容及び方法等を確認すること。

　（５）代金の支払いは、１ヶ月ごと（契約金額の総額を１２ヶ月で除した金額）の部分払いによることとする。

**13　担当部署**

　（１）「請求書」の担当部署

　　　　　島根労働局総務部総務課　会計第二係　担当：安達（℡0852-20-7006）

　（２）入札及び契約担当部署

　　　　　島根労働局総務部総務課　会計第一係　担当：常松（℡0852-20-7006）